

VI 条 例

1 静岡市立看護専門学校条例

平成15年4月1日

条例第176号

改正 平成16年3月25日条例第32号

平成16年12月22日条例第86号

平成19年3月20日条例第32号

平成19年10月9日条例第75号

平成21年3月13日条例第24号

平成22年8月31日条例第55号

平成30年7月10日条例第67号

令和2年3月12日条例第79号

(設置)

第1条 静岡市は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による助産師及び看護師を養成するため、同法第20条第2号に規定する助産師養成所及び同法第21条第3号に規定する看護師養成所並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校として、看護専門学校を設置する。

(平19条例75・平22条例55・平30条例67・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 看護専門学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市立静岡看護専門学校	静岡市駿河区南八幡町8番1号
静岡市立清水看護専門学校	静岡市清水区宮加三1221番地の5

(平16条例86・一部改正)

(授業料等の額)

第3条 授業料及び入学検定料の額は、次のとおりとする。

(1) 授業料 年額172,000円

(2) 入学検定料 6,000円

(平16条例32・平19条例32・平21条例24・一部改正)

(授業料の徴収)

第4条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの徴収額及び納期は、次のとおりとする。

期別	徴収額	納期
前期	年額の2分の1に相当する額	4月20日から同月30日まで
後期	年額の2分の1に相当する額	10月20日から同月31日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（休学等の場合の授業料の額）

第5条 前期又は後期の中途において休学、退学又は転学（以下「休学等」という。）をした者から徴収する当該期分の授業料の額は、当該期の当初の月から休学等の日の属する月までの月数に応じ月割りにより算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 前項の場合において、既納の授業料に過納を生じた場合は、その者の請求により当該過納の分を還付するものとする。

（平21条例24・一部改正）

（復学等の場合の授業料の額）

第6条 前期又は後期の中途において復学又は転入学（以下「復学等」という。）をした者から徴収する当該期分の授業料の額は、復学等の日の属する月から当該期の最後の月までの月数に応じ月割りにより算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 前項の授業料は、復学等をした者から直ちに徴収するものとする。ただし、当該期の納期の末日前に復学等をした者の当該期分の授業料は、第4条の納期により徴収するものとする。

（平21条例24・一部改正）

（授業料の減額等）

第7条 市長は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項に規定する授業料等減免対象者の授業料を減免を行うものとする。

- 2 前項の規定に係わらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、授業料を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

（入学検定料の徴収等）

第8条 入学検定料は、入学願書又は転入学願書を受理するときに徴収するものとする。

- 2 既納の入学検定料は、還付しない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市立看護専門学校条例の規定は、平成16年度に入学する者から適用し、この条例の施行の日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月22日条例第86号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第32号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市立看護専門学校条例の規定は、平成19年度に入学する者から適用し、この条例の施行の日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月9日条例第75号）

この条例は、平成19年12月26日までの間において規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第100号で、規則で定める日を平成19年12月26日とした。)

附 則（平成21年3月13日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市立看護専門学校条例の規定は、平成21年度に入学する者から適用し、この条例の施行の日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年8月31日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年7月10日条例第76号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月12日条例第79号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 静岡市立看護専門学校条例施行規則

平成 15 年 4 月 1 日

規則第 162 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡市立看護専門学校条例（平成 15 年静岡市条例第 176 号。以下「条例」という）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料の減免等の申請)

第 2 条 条例第 7 条の規定により授業料の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとする者は、授業料（減額・免除・徴収猶予）承認申請書（別記様式）にその理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(雑則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の清水市立看護専門学校条例施行規則（平成 7 年清水市規則第 22 号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

授業料（減額・免除・徴収猶予）承認申請書

年 月 日

静岡市長

学校名
第 学年
学籍番号
氏名

次のとおり授業料の（減額・免除・徴収猶予）を受けたいので申請します。

減 額 ・ 免 除 の 場 合	年度	年度
	減額・免除を受けようとする期別	前期・後期
	納付すべき授業料の額	円
	減額・免除を受けようとする理由	
徴 収 猶 予 の 場 合	年度	年度
	徴収猶予を受けようとする期別	前期・後期
	徴収猶予を受けようとする授業料の額	円
	徴収猶予をうけようとする理由	

（注）

- 1 減額又は免除を受けようとする期別欄及び徴収猶予を受けようとする期別欄は、該当する項目に○印を付してください。
- 2 減額若しくは免除又は徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。